

## 中国税務速報

2022年1月13日

### 1. 財政部 税務総局 2021年第41号 持分投資収益に係る個人所得税の徴収管理に関する公告

1. 株式、株券、パートナーシップ企業の財産その他の持分投資を保有している個人企業およびパートナーシップ企業（以下「独資パートナーシップ企業」という）に対しては、帳簿検査徴収方式により個人所得税を徴収するものとします。
2. 独資パートナーシップ企業は、上記の持分投資を保有した日から30日以内に、自発的に税務当局に持分投資の保有状況を報告しなければならず、独資パートナーシップ企業が本公告施行前にすでに持分投資を保有している場合、2022年1月30日までに保有する持分投資の状況を税務当局に報告するものとします。また、独資パートナーシップ企業から賦課徴収方式の承認を受けている旨の報告を受けた場合、税務当局は徴収方式を帳簿検査徴収方式に変更することとしています。
3. 各級の財務税務部門は関連支援を提供し、独資パートナーシップ企業の完全な会計帳簿の作成及び会計財務管理体制の改善を支援するとともに、誠実に税務申告を行うよう積極的に指導することとなります。独資パートナーシップ企業が持分投資の保有状況を適切に報告しない場合、税収徴収管理法の関連規定に従って処理されることとなります。
- 4.本公告は2022年1月1日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5171836/content.html>

### 2. 財政部 税務総局 2021年第42号 年度一括賞与等の個人所得税優遇政策の継続的实施に関する公告

公告の主な内容は以下の通りです。

1. 「個人所得税法改正後の関連優遇政策の整合性に関する通知」（財税〔2018〕164号）に規定される年度一括賞与等の優遇政策の実施期間は2023年12月31日まで、上場企業のストックオプション課税の優遇政策の実施期間は2022年12月31日まで延長されます。
2. 「個人所得税の総合所得の確定申告に関する関連政策についての通知」（財政部 税務総局公告〔2019〕94号）に規定される個人所得税の総合所得確定申告の免除に係る優遇政策の実施期間が2023年12月31日まで延長されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5171841/content.html>

### 3. 財政部 税務総局 外国籍従業員に対する手当等の個人所得税優遇政策の継続的な実施に関する公告

「個人所得税法改正後の関連優遇政策の整合性に関する通知」（財税〔2018〕164号）に規定される外国籍従業員に対する手当等の優遇政策および中央企業の経営者に対する在職奨励金の課税優遇政策の実施期間が2023年12月31日まで延長されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5171842/content.html>

### 4. 国家税務総局 重大な税法違反および信用失墜の対象者の情報公開に関する行政措置

改訂の主な内容は以下の通りです。

1. 信用失墜行為における対象者の個人情報保護を強化します。「経営環境の最適化に関する規則」（第4条）の要求に従い、税務当局は法律に基づき、債務不履行対象者の情報公開に関する



管理の過程で知り得たビジネス上の機密事項、個人のプライバシーおよび個人情報を保護するものとします。

2. 信用失墜対象者の判定基準を明確にします。信用失墜対象者の判定基準の一貫性と合理性を十分に考慮し、信用失墜対象者決定の基準となる第 6 条では、脱税額が 10 万元から 100 万元以上に、虚偽発行した増値税普通発票の金額が 400 万元以上に引き上げられます。同時に、①源泉徴収または受領した税金を納付しない、または過少に納付した場合で、その額が 100 万元を超える源泉徴収義務者②納税者または源泉徴収義務者に違法に便宜を図り 100 万元以上の未納または過少納付をもたらす税務関係者③輸出還付を不正に受けた税務関係者④納税者に 100 万元以上の未納または過少納付をもたらす納税管理人など、4 種類の税務違反者が信用失墜対象者の範囲に含まれています。
3. 信用失墜対象者の決定および情報公開の期限に関する規定を追加します。第 10 条では、税務当局は、関連する期間の満了または関連する文書の発効後 30 日以内に信用失墜対象者の決定文書を作成することを明確にし、第 11 条では、税務当局は、信用失墜対象者決定文書送達の翌月から 15 日以内に、信用失墜対象者に関する情報を公表することと規定しています。
4. 公開される信用失墜情報をさらに標準化します。税務行政の正当な権益を保護するために、第 12 条では、違法行為発生時の法定代表者、担当者または実際の責任者のみを公表し、重大な税法違反および信用失墜事件を直接担当する税務関連機関および従業員の基本情報は公表しないことを明確にしています。
5. 情報公開停止の申請条件を明確にします。信用失墜対象者が自発的に違法行為を是正し、積極的に社会的責任を果たし、良好な信用の回復を奨励するために、第 18 条では、3 種類の条件を満たす信用失墜対象者は税務当局に公表の早期停止を申請できる旨を明確に規定しています。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5171864/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5171862/content.html>